

発議第15号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を次のとおり提出する。

令和6年10月3日 提出

松阪市議会議員	坂	口	秀	夫
	濱	口	高	志
	野	呂	一	平
	吉	川	篤	博
	市	野	幸	男
	田	中	正	浩
	楠	谷	さ	ゆり
	米	倉	芳	周

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっている。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところである。

教育の現場では、急速にICT化が進められ、一人一台端末の整備が行われた。この間、その整備状況における自治体間格差を埋めるための国による様々な予算措置により、一定の成果が見られる一方で、統合型校務支援システムの整備状況においては、依然として大きな格差がある状況も残されている。また、2024年4月に公表された文部科学省の調査資料では、学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況に地域間格差があり、改善の必要性が示されている。子どもたちの学びの格差につながらないよう、これらの環境整備についても一般財源ではなく国庫負担による財源の確保がなされるべきである。

また、2021年8月改正の学校教育法施行規則に新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校図書館法に定めら

れている学校司書についても地方財政措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であり、結果的に自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっている。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度の更なる充実が求められる。

よって、国においては、義務教育費国庫負担制度の充実を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 3 日

三重県松阪市議会議長 中 島 清 晴